

# 環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成21年1月19日

川崎市環境影響評価に関する条例第11条に基づき「殿町三丁目地区基盤整備事業（仮称）」に係る条例環境影響評価方法書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番3号 独立行政法人都市再生機構神奈川地域支社 地域支社長 植田 裕
	指定開発行為の名称	殿町三丁目地区基盤整備事業（仮称）
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第1種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市川崎区殿町三丁目25番地1他
	指定開発行為の目的	土地区画整理事業に伴う土地の造成
	指定開発行為の内容	開発区域面積：約228,200㎡
	指定開発行為の施行期間	着手予定：平成22年4月 完了予定：平成25年9月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成21年1月19日（月）から 平成21年3月4日（水）まで （ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く） 時間：午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	川崎区役所、大師支所及び本庁（環境局環境評価室）
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>縦覧の条例方法書について、環境の保全の見地からの御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。</li> <li>提出された意見書は個人情報伏せて、その写しを指定開発行為者に送付します。</li> </ul> <b>【意見書の提出】</b> 提出期限：平成21年3月4日（水）まで （郵送の場合は、平成21年3月4日消印有効） 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm">http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm</a>